

さぽーとぴあでは
障がいに関するさまざまなサポートをしています！

▶問合先 さぽーとぴあ(障がい者総合サポートセンター) ☎ 5728-9133 FAX 5728-9136



▲詳細はコチラ

意思疎通支援



手話通訳者派遣のコーディネートや、手話講習会、聴こえない・聴こえにくいことの理解啓発活動などを行っています。また、窓口には手話通訳者が常駐しているため、手話での会話ができます。

相談支援



一人ひとりの悩みや相談に、さまざまな機関と連携しながら、自分らしい生活を送るためのサポートをします。また、区における相談支援の中核的な役割も担っています。

居住支援



障がいのある方が、社会復帰・参加するため、運動機能訓練や洗濯・掃除・調理など、地域で生活を送る上で必要な訓練を、障がいの状況に応じて行っています。

地域交流支援

障がいのある方もない方も参加できる余暇活動(ヨガなど)や障がい理解啓発イベントを行っています。



視覚障がい、発達障がい、身体障がいなどにより、本を読むことが困難な方に、内容を音声で読み上げる録音図書や点字図書を貸し出している声の図書室もあります。



学齢期の発達障がい支援

学齢期のお子さんの発達や子育てについての心配事や悩み事の相談をお受けし、状況に応じて必要な支援を提案します。



発達障がい支援事業では、医師の診察により必要に応じて個別支援や放課後等デイサービスによる療育を行います。そのほか、学校との連携やほかの福祉サービスの利用をお手伝いします。

就労支援

障がいのある方の就労に向けての相談や職業評価、訓練の支援、また会社訪問など、就労に関する支援を行っています。



短期入所

重症心身障がいの状態にある方を対象とする短期入所を行っています。

さぽーとぴあには、医師や看護師がおり、医療的ケアが必要な方にも対応しています。日中は、保育士、児童指導員による療育にも力を入れています。「けがをして介護ができなくなってしまった」「最近介護に疲れた」などお悩みの方はぜひご利用ください。



コラム①

精神障がい者への理解

ここ数年の精神障がい者の生活は一変しました。

精神医学の進歩により、地域で支援を受けながら生活できる人が多くなりました。

病気の部分と障がいの部分を合わせ持って生活するのはとても大変なことです。病気と障がいを背負って生きている精神障がい者に温かな見守りをお願いいたします。



大田区
精神障害者家族連絡会
代表 川崎 洋子

コラム②

一人ひとりの意思が尊重される地域づくり

知的障がいや精神障がいのある方の中には、自分一人で預貯金の管理や介護サービスの契約、遺産分割協議などを行うことが難しい方もいます。また、悪質商法の被害に遭い、不利な契約などを結んでしまう可能性もあります。成年後見制度は、このように自分一人で判断することが難しい方々を法的に保護し、支援する制度です。

区では、誰もが地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で権利擁護支援に取り組んでいます。

『成年後見制度』に関する厚生労働省のポータルサイトはコチラ ▶



▶問合先 福祉管理課調整担当 ☎ 5744-1244 FAX 5744-1520